

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により香芝市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和七年九月五日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エコール・マリ南館

所在地 香芝市真美ヶ丘六丁目一〇

二 香芝市から聴取した意見の概要

1 健康増進法に規定される受動喫煙防止に必要な措置を遺漏なく講じるとともに「香芝市受動喫煙防止条例」に基づき、本市の受動喫煙防止に関する施策推進への協力につとめること。

2 店舗の出入口の位置変更に係る周辺交通への影響（出入口間の距離・右折での車両の出入りに対する具体的な措置の必要性の有無など）について、警察協議を行うこと。

3 区域内自治会だけではなく、近隣自治会に対しても事業説明を行うこと。

三 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

四 縦覧期間

令和七年九月五日から同年十月六日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで